

日本心理療法統合研究  
投稿規程

本誌は、本学会の理念に資する未公開の論文、資料、事例研究、展望、書評、事例報告などを掲載する。

1. 投稿資格

投稿の資格は、原則として本学会員に限るが、編集委員会が必要と認めた場合には、この限りではない。

ただし、学会からの依頼による論文以外は非会員の論文掲載にあたり掲載料 20,000 円を課す。なお、非会員が投稿と同時に入会手続きを行った場合は入会審査の結果を経るまで課金は保留し、入会が認められた場合は課金しない。

2. 掲載カテゴリー

(1) 原著論文 (Original Article) : 原則として、問題提起と客観的エビデンス (事例、調査、実験など) に基づく研究成果、理論的考察と明確な結論をそなえた研究。掲載時 10 ページ以内。

(2) 研究資料 (Methodological Advancement) : 新たな理論・方法の開発・提案など、心理療法の遂行に有用な報告。掲載時 10 ページ以内。

(3) 研究報告 (Research Report) : すでに公開された研究成果に対する追加、吟味、新事実の発見、興味ある観察、少数の事例 (1 事例でも可) についての報告、速報性を重視した報告、萌芽的発想に立つ報告。掲載時 6 ページ以内。

(4) 展望論文 (Review Article) : 心理療法の最近の重要テーマについての理論的考察、研究状況、主要成果、問題点等を解説し、研究の意義と今後の課題を論じる。掲載時 15 ページ以内。

(5) ショートレポート (Short Report) : 将来的に上記 (1) ~ (4) に発展する可能性のある萌芽的な内容。掲載時 2 ページ以上 4 ページ以内。

(6) 寄稿論文 (Contributed Article) : 編集委員会の依頼に基づく論文。テーマおよび執筆者は理事会の意見を参考に編集委員会が定める。特集号を編集する場合などで活用。掲載時 15 ページ以内。

(7) 書評 (Book Review) : 会員の参考となるような書籍を検討、評価したもの。2 ページ以内。

3. 投稿原稿の採否等

投稿原稿の採否決定、および、修正は編集委員会による審査を経て行われる。

#### 4. 投稿原稿の執筆

掲載カテゴリー（1）、（2）、（3）は公益社団法人日本心理学会「執筆投稿の手引」第3章（3.1.1を除く）に沿って執筆し、（4）、（6）、（7）は論文の目的に応じた運用を認めるが可能な限り準ずること。（5）は掲載後に再投稿する予定のカテゴリーに準じて執筆すること。

ただし、見出し（3.4.1～3.4.2）と日本語文献の表記（3.10.3）については以下の通りとする。

中央大見出しについては、大文字のローマ数字をつける。

横大見出しについては、アラビア数字をつける。

横小見出しについては、括弧付きのアラビア数字をつける。

日本語文献の表記では、著者名の姓と名の間には空白を入れない。

日本語文献の表記では、書籍名の後にピリオドを打ち、その後には出版社名を書く。

#### 5. 投稿方法

投稿は、e-mail への添付ファイルとして送信すること。添付ファイルは、図表も含めてできるだけ一つのファイルにまとめ、Word 形式と PDF 形式の2種類の形式ファイルを作成し、その2種類を学会の編集事務局のアドレス [integrativepsycho@gmail.com](mailto:integrativepsycho@gmail.com) まで送信すること。

なお、「投稿前の点検リスト」、「倫理審査必要可能性チェックシート」も合わせて送信すること。

#### 6. 論文の著作権

本誌に掲載された論文の著作権は、日本心理療法統合学会に帰属する。

#### 7. 研究倫理

論文の作成にあたっては、「公益社団法人日本心理学会会員倫理綱領及び行動規範」の趣旨を踏まえた「公益社団法人日本心理学会倫理規程」（[https://psych.or.jp/publication/rinri\\_kitei/](https://psych.or.jp/publication/rinri_kitei/)）に沿うこと。また医学領域に関わるとされる研究の場合は文部科学省・厚生労働省が定める「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（<https://jsn.or.jp/news/ethical%20guidelines.pdf>）にも沿うこと。

また、別紙「倫理チェックシート」で倫理審査必要性の有無を確認し、必要な場合は然るべき学術団体がオーソライズする倫理審査を受けたことを証明する書類を添付すること。

#### 8. その他

上記に定めのない事項については、編集委員会の申し合わせに従う。

#### 附則

1. 本規程は、2021年8月30日より施行する。
2. 本規程の改定は、2024年4月16日より施行する。
3. 本規程の改定は、2024年6月17日より施行する。